議員提出第4号議案

足立区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第1 3条第1項の規定により提出する。

令和4年6月8日

提出者

足立区議会議員	新	井	ひで	お
同	佐 々	木	まさひ	、こ
同	た	だ	太	郎
同	ぬか	が	和	子
同	鈴	木	あき	5
同	たが	た	直	昭
同	長	井	まさの	りり
同	岡	安	たか	L
同	かね	だ		正
同	長 谷	Ш	たか	٢
同	はた	0)	昭	彦

足立区議会議長 古 性 重 則 様

(提案理由)

一般質問に関する規定について整備する必要があるため、本案を提出 する。 足立区議会会議規則の一部を改正する規則

足立区議会会議規則 (昭和31年9月26日区議会議決) の一部を次のように改正する。

第59条に次の1項を加える。

4 第2項の規定に基づき通告していた議員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症の患者(当該感染症の患者であるとみなされた者も含む。)の濃厚接触者となり、議事堂に参集することが困難であり、当該質問ができないときは、議長は、当該議員の質問に対する回答を文書で提出するよう、区長に求めることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。